

令和 年度 個人の市民税・県民税 特別徴収税額の
納期の特例に関する申請書

※第 号

(あて先) 福島県伊達市長 令和 年 月 日提出	申 請 者	住所または 所在地						
		氏名または 名称および 代表者	⑩					
特別徴収義務者指定番号			担当者氏名 電話番号	() —				
地方税法第321条の5の2及び伊達市税条例第46条の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について申請します								
特例の適用を受けようとする税額	令和 年度以降の特別徴収税額							
最近6ヶ月における 給与を受ける者の数		R 年 月	1ヶ月前	2ヶ月前	3ヶ月前	4ヶ月前	5ヶ月前	
	人数	人	人	人	人	人	人	
上記のうち、臨時に 雇用している者の数	人数	人	人	人	人	人	人	
現在徴収金の滞納がある場合または最近において著しい納付遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由								
申請の日前1年以内における納期の特例承認の取消の有無および取消年月日	有 (令和 年 月 日取消) ・ 無							

(裏面もご覧ください)

1. 特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払いを受ける者が常時10人未満である者に限ります。
- (2) 特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に申請し承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、下表に記載した期間中の支払いにかかる給与所得および退職所得について特別徴収した市県民税を、それぞれ次に掲げる期間までに納入することができます。

期 間	納 期 限
6月から11月までの徴収分	12月10日
12月から翌年5月までの徴収分	翌年6月10日

- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- (5) 滞納や著しい納付延長があるときは、この承認が受けられないことがあります。また承認を受けても、滞納・納付延長がありますと、この特例の承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

2. 申請書の書き方

- (1) 特別徴収義務者指定番号は必ず記入してください。
- (2) 人数の欄は給与の支払いを受ける者の人数を記入してください。

3. 申請書の提出期限

納期の特例の適用を受けようとする年度の4月1日までに提出してください。

4. 提出先

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋180番地

伊達市役所 財務部 税務収納課 市民税係

電話 024-575-1138 FAX 024-576-2419

※提出後、審査のうえ可否を通知いたします。